

第1章第1節 目指す姿「市民都市・静岡市」(案)

私たち静岡市民は、このまちの豊かな自然環境や歴史的・文化的な遺産を守り、そして、性別・年齢・人種などを問わず、障害のある人も、ない人も、すべての人のいのちと権利が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるまちの実現を願っています。

その実現のために、自立する市民が、市民相互の協働や行政との協働を通じて、積極的に一人ひとりの能力を発揮し、地域の限りある資源(財源や人材など)を活用し、よりよいまちづくりに主体的に参画する都市「市民都市・静岡市」を目指します。

静岡市自治基本条例との関係

「市民都市・静岡市」づくりは、静岡市自治基本条例が目指す「市民自治のまちづくり」と、ほぼ同義です。

静岡市自治基本条例前文

「静岡市は、北は南アルプスの雄大な山々が連なり、南は穏やかな駿河湾に臨み、東に霊峰富士を仰ぐなど、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた快適な環境を有しているとともに、今川氏、徳川氏の時代から政治、経済、文化及び交通の要所として国内外の拠点都市という役割を担い、重みある歴史と伝統とともに発展してきました。

このまちには、先人たちが人と人とのつながりを大切にしながらはぐくんだほのぼのとした心豊かなまちという、これまでの大都市とは趣の異なる特色が備わっており、また大切な財産として受け継がれています。

私たちは、このまちを心から愛しており、誇りにも思っています。そして私たちは、このまちの豊かな風土を大切に守り育てつつ、高度な都市機能と融合させることによって、より一層心豊かで快適に暮らせる生活環境と安心して活動できる安全な地域社会を築き上げ、未来を担う子供たちへ引き継がなければなりません。

そのためには、地域のことは、地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たちが自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。

そこで、主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く自覚し、自立した市民として、私たち自身で、又は私たちが信託した市議会と市の執行機関と協働して、私たちとこのまちを共に成長させながら、世界に誇れる自立した静岡市を創造することを誓い、ここに静岡市のまちづくりにおける最高規範として、この条例を制定します。」